

## 学校法人新潟総合学園 利益相反ポリシー

### 1. 目的

学校法人新潟総合学園（以下「学園」という。）は、創立以来、研究の推進および産官学連携活動を推進し、大学の「知」を地域社会に還元することにより、地域社会との連携と共存を図り、その発展に貢献してきた。

しかし、産官学連携活動を推進する過程においては、学園が設置する大学（以下「設置大学」という。）の教職員、特任教員、設置大学における研究員受入に関する規程に基づく研究員及び非常勤教員（リサーチアシスタントを含む）等（以下「教職員等」という。）が企業等との関係で利益や義務が生じ、学園が教職員等に求める義務と衝突する場合も生ずる。

利益相反は産官学連携活動に伴い日常的に生ずることが考えられることから、学園は利益相反への対応について基本方針を定め、教職員等の研究活動と産官学連携活動等の円滑な推進を図る。

### 2. 利益相反の定義

#### (1) 狭義の利益相反

教職員等が産官学連携活動に伴って得る利益と教育・研究という学園における責任が衝突・相反している状況をいう。個人としての利益相反と組織としての利益相反がある。

#### (2) 責務相反

教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、学園における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

#### (3) 利益相反問題の発生

教職員等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。

本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

### 3. 利益相反への対応

学園は、教職員等の利益相反問題発生の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。また、教職員等がより高いモチベーションで産官学連携活動を実施することが可能となるよう、利益相反ガイドラインを策定し、学園内外に明示する。

### 4. 利益相反管理体制

- ① 研究支援を担当する教員を委員長とする利益相反をマネジメントする委員会（以下「委員会」という。）を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- ② 学園としての利益相反に関する助言を受けるため、設置大学は利益相反アドバイザーを設け、委員会からの諮問に対して答申する。
- ③ 教職員の利益相反問題に関する相談を受けるため、設置大学は利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。
- ④ 利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする学外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

### 5. 自己申告すべき情報

教職員等は委員会が別に定める様式に従って、利益相反状況の判断に必要となる情報を定期

的に報告しなければならない。

#### 6. 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- ① 委員会は教職員からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査する。
- ② 問題の発生が懸念される時は、当該教職員への事情聴取を行い、改善を要する場合は、その旨勧告する。
- ③ プライバシーに関する情報開示は行わない。
- ④ ここでの審査に不服がある場合は、再度、委員会に審議を求めることができる。委員会は再度審議を行い、当該教職員等が所属する大学長が決定し、この決定に従わせる。

#### 7. 教職員への啓発

- ① 利益相反問題に関する意識向上のため、教職員に対し専門家による研修を実施する。
- ② カウンセラーを配置し、いつでも相談できる体制を整備する。

#### 8. 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産官学連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

このポリシーは、2024年4月1日から運用する。